年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 22 件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年1月から同年 12 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正 することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年2月から59年12月まで

② 昭和62年1月から同年12月まで

③ 平成9年3月及び同年4月

私は、昭和 53 年4月にA社を退職し、同年8月にB市C区で自営業を開業した。その後、平成4年に同市D区に移転し現在に至っている。

昭和 55 年2月ごろに、B市C区役所で国民年金の加入手続を行い、年金 手帳をもらった。

開業してから現在まで、青色申告書を提出して確定申告をしている。事業の決算及び所得計算については、修正、更正の処分は受けていない。提出している確定申告書のコピーを参照してほしい。国民年金保険料はE銀行(現在は、F銀行)G支店に納付書を持参して納めていた。その後は口座振替にしたが、預金通帳には、平成9年3月及び同年4月の国民年金保険料は一人分の振替のみが記載されている。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、60歳以降の平成9年*月から14年2月までの期間は付加保険料を含めて国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意識の高さがうかがわれる上、B市の国民年金被保険者名簿により、当該期間直前の昭和60年1月から61年12月までの期間の保険料が、当該期間中である62年4月、同年7月及び同年10月に過年度納付されていることが確認できることから、申立人が、現年度保険料となる当該期間の保険料を未納のままにして、過年度保険料のみを納付したとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 3 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効のため、国民年金保険料を過年度納付することはできなかったものと考えられる上、申立人が提出した 58 年、59 年及び 60 年の確定申告書控においても、当該期間の国民年金保険料を申告した形跡は見当たらない。

また、申立期間③については、申立人は平成9年*月に60歳到達により国民年金被保険者資格を喪失している上、B市D区の国民年金被保険者名簿によると、同年4月21日に、高齢者へ任意加入の案内状を発送したことを示す「高任案内状発送」の記載があり、申立人は同年5月2日に国民年金任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該期間は任意未加入期間となり、さかのぼって保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び③に係る国民年金保険料を納付していた ことを示す関連資料(日記等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納 付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和62年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認め られる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から5年3月まで

私は、申立期間当時、専門学校に在学していたので、父が国民年金の加入手続を行い、保険料も代わりに納付してくれたはずだ。

私が 20 歳になった平成4年*月から同年8月までの国民年金保険料が納付済みで、申立期間が未納とされているが、父は5年3月まで納付したと思うので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

なお、平成5年4月からは父が納付していなかったので、就職後に自分で 納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び平成4年*月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、申立人の父親が申立人に代わって納付していたと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、4年7月にA市B区で払い出されていることが推認される上、オンライン記録では、申立期間直前の同年*月から同年8月までの国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できることから、申立人に対し、申立期間を含む同年*月から5年3月までの期間の国民年金保険料の納付書が発行されていたものと考えられる。

また、申立人の父親は、平成4年7月21日に家族でA市B区から同市C区へ家族で転居した後も、同市B区で発行された国民年金保険料の納付書により同市C区にある銀行で申立期間の保険料を納付していたと供述しているところ、当時、同銀行で保険料を納付することは可能であり、申立人の父親の供述に不自然さはみられないことから、申立期間についても引き続き申立人の父親が保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年6月まで

社会保険事務所(当時)に昭和54年9月から57年3月までの期間について国民年金保険料の納付記録の照会を行ったところ、56年1月から同年3月までの期間及び同年7月から57年3月までの期間の国民年金保険料の納付記録が追加された。

国民年金手帳記号番号の交付の時期から、昭和54年9月から55年9月までの期間については、時効によって国民年金保険料を納めることができなかったという社会保険事務所の説明にほぼ納得できたが、申立期間については、保険料を納付してくれていた母の話や納付について記載された母のメモから、この3か月だけを納付していないというのは考えにくいので、調査の上、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の結婚までの期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の両親は、国民年金制度の開始時期である昭和36年4月から、それぞれの60歳到達月の前月までのすべての期間の国民年金保険料を納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の納付記録は、申立期間直前の昭和 56 年1月から同年3月までの期間及び申立期間直後の同年7月から 57 年3月までの期間の国民年金保険料が、平成21年12月に未納から納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理の不備が認められる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している領収書により、昭和57年11月に、申立期間を含む55年10月から57年3月までの国民年金保険料の過年度納付書が6期に分けて発行されたことが推認できる上、

申立人の母親が所持していたメモには、それぞれの納期限が記載されていることからも、申立人の母親が申立期間の3か月のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年12月1日に、資格喪失日に係る記録を47年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月1日から47年7月1日まで A社の社員として首都圏のB社の社員食堂に勤務した。厚生年金保険料の 控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の 被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 46 年 12 月から 47 年 6 月までの期間に係る給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する昭和46年12月から47年6月までの期間に係る給与明細書において確認できる保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録から、申立事業所は平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかしながら、当時の事業主の親族が「当時、当社は約 20 人の従業員が勤務していた。」と供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 2355

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 58 年4月から同年 12 月までの期間は 22 万円、59 年1月から同年4月までの期間は 26 万円、同年5月から 60 年6 月までの期間は 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していない と認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から60年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 58 年 2 月に昇級し、基本給が上がっていたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間について、支給されていた給与額よりも低い標準報酬月額が記録されている。

申立期間に係る給与明細書を所持しているので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和 58 年4月分から 60 年6月分までの給与明細書(昭和 59 年4月分を除く。)において確認できる報酬月額又は保険料控除額などから判断すると、58 年4月から同年 12 月までの期間は 22 万円、59 年1月から同年 4月までの期間は 26 万円、同年 5月から 60 年6月までの期間は 30 万円に訂正することが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい ては、法人登記簿から、A社は平成2年3月29日に破産廃止が決定している ことが確認できるため、法人破産廃止時の事業主に照会したところ、「当時の 代表は私ではないため、当時の状況は不明であるが、社会保険事務所の職員の 指導のもとに標準報酬月額を低く届け出たものと推測できる。」と回答してい るとともに、当該事業主の妻は「当時、会社は資金繰りが悪く、保険料の滞納 があった。」と供述しており、当時、法人として標準報酬月額を実際の給与支 給額より過小な金額で届出を行うことを容認していた可能性があることをうか がわせるとともに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立 期間当時の被保険者7人中6人(申立人を含む。)について、昭和58年4月 と同年8月の2回に分けて、同年3月及び同年7月の標準報酬月額より低く標 準報酬月額が記録されていることが確認できるところ、当該被保険者の一人は、 「申立人及び私は、当時、勤務及び給与形態に変更は無かったと思う。」と供 述している上、さかのぼって標準報酬月額を変更するなど社会保険事務所の事 務処理に不自然な点は認められず、同年4月及び同年8月の2回にわたってい ずれも社会保険事務所が事務処理を誤ったとは考え難いことから、事業主は、 当該期間において給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う 標準報酬月額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間 において、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、 事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除 く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 2356

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 44 年 6 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45 年 7 月 14 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 44 年 6 月から同年 9 月までの期間は $2 \, {\rm T} \, 6$,000 円、同年 $10 \, {\rm J} \, {\rm T} \, 6$ 月までの期間は $2 \, {\rm T} \, 8$,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月ごろから45年3月ごろまで

A社B支社に事務員として勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、及び申立人がA社B支社において同じ業務に従事していた者として名前を挙げ、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社本社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が、昭和44年6月2日から45年7月13日までの期間において、同社B支社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、申立人が昭和 44 年 6 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、及び 45 年 7 月 14 日に同資格を喪失したことが確認できる健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、両通知書において確認できる記録は、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる記録と一致している。

一方、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書などで確認できる、申立人と同姓同名の者に係る被保険者番号は、オンライン記録では、申立人と生年月日が一致するものの氏名の一部が相違し、基礎年金番号に統合

されていない厚生年金保険の被保険者記録(資格取得日は昭和 44 年 6 月 2 日、 資格喪失日は 45 年 7 月 14 日)であることが確認できることから、当該厚生年 金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 44 年 6 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45 年 7 月 14 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については、今回統合するA社本社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、並びに同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 44 年 6 月から同年 9 月までの期間は 2 万 6,000 円、同年 10 月から 45 年 6 月までの期間は 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A管理事務所(米軍B基地)における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日(昭和25年6月19日)及び資格取得日(昭和25年7月24日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から25年4月11日まで

② 昭和25年6月19日から同年7月24日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、両申立期間について被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。

両申立期間については、私の双子の姉と一緒に米軍B基地で勤務しており、勤務形態も私の姉と一緒であったが、姉には厚生年金保険の被保険者記録が有り、私には被保険者記録が無いことは納得できない。

米軍B基地に勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年 金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所の記録では、申立人はA管理事務所において昭和 25 年4月 11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月 19日に資格を喪失した後、同年7月 24日に同事務所において再度資格を取得しており、同年6月 19日から同年7月 24日までの申立期間②の被保険者記録が無い。しかし、国の所管C局が保管するA管理事務所の申立人に係る人事記録に「雇入 昭和 25 年4月 12日 解雇又は退職 昭和 25 年9月 18日」と記載されているところ、申立人と一緒に同じ施設に勤務していたとする双子の姉については、A管理事務所の人事記録では、申立人と同日での「雇

入」及び「解雇又は退職」の記録が確認できるとともに、A管理事務所に

係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 25 年4月 11 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9月1日に資格を喪失しており、人事記録と符合する上、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できることなどから判断すると、申立人が米軍B基地に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA管理事務所における昭和 25 年 5 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、A管理事務所の資料を保管している国の所管C局では、「申立事業所の昭和 24 年分の人事記録は見当たらない。」と回答している上、申立人が名前を記憶している同僚のうち申立人の姉以外の同僚は既に死亡しているため、申立人の申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するA管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び国の所管C局が保管する同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①における申立人の厚生年金保険の被保険者記録はいずれも確認できず、両被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日の記録は昭和 25 年4月 11 日となっており、記録が一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2358

第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち、平成6年9月1日から9年7月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を平成6年9月から7年7月までは34万円、同年8月から同年11月までは47万円、同年12月から9年6月までは59万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成 10 年 3 月 31 日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険 被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成9年7月から 10 年2月までの期間の標準報酬月額については、 59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から10年3月31日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、所持していた給与明細書で確認できる報酬額より低い金額で記録されていることが分かったが、当該事情については社会保険事務所の記録を確認するまで分らなかった。

当時、私は社会保険関係の事務手続等に関与した記憶も無く、全く事情を知る立場ではなかったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。また、私が所持する給与明細書から、平成 10 年 3 月 31 日までの期間に

おいてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるにもかかわらず、申立期間のうち9年7月31日から10年3月31日までの期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことも分かったので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成6年9月1日から9年7

月 31 日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、6年9月から7年7月までは34万円、同年8月から同年11月までは47万円、同年12月から9年6月までは59万円と記録されていたところ、8年9月25日付けで、6年8月1日にさかのぼって20万円に引き下げる旨の処理を行っていることが確認できる上、事業主及び法人登記簿から確認できる役員7人についても、8年9月25日又は同年9月27日付けで標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち平成6年9月1日から8年11月1日までの期間及び同年12月1日から9年7月31日までの期間について、申立人が所持するA社に係る給与明細書により、申立人は、6年9月分から8年10月分までの期間及び同年12月分から9年6月分までの期間の給与から、社会保険事務所が訂正処理を行う前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成8年 11 月1日から同年 12 月1日までの期間については、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、当該期間前後の給与明細書から判断すると、同年 11 月分の給与についても、申立人は、社会保険事務所が訂正処理を行う前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと推認することができる。

さらに、法人登記簿の記録では、申立人は平成8年3月15日付けでA社の取締役に就任しているが、申立人は、自身が同社の役員になっていたことは知らなかったと供述しており、同社に係るオンライン記録から申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した同僚は、「A社は申立期間当時、同社の支店が5か所あったが、社会保険事務手続等は同社本社で一括して行っており、申立人はそれに関連する業務に携わっていなかった。」と供述しているところ、適用事業所名簿によれば、申立事業所は同社本社のみが厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっており、「入社後しばらくしてから、同社B支店に異動し勤務していた。」と主張する申立人及びC支店に配属されたとする当該同僚についても、同社本社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから判断すると、同社B支店で勤務していた申立人が、同社本社で一括して行っていたとされる社会保険事務手続に関与した可能性は低いものと認められる。

加えて、不納欠損決議書により、平成9年3月当時、A社は厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これら事実を総合的に判断すると、申立人について、平成8年9月25日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、6年8月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があった

とは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があった ことは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成6年9月1日から9年7月31日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、平成6年9月から7年7月までは34万円、同年8月から同年11月までは47万円、同年12月から9年6月までは59万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年3月1日から同年8月1日までの期間については、申立人が所持する当該期間に係るA社の給与明細書から、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる上、遡及訂正処理が行われた事跡も見当たらない。

他方、申立期間のうち、平成6年8月1日から同年9月1日までの期間については、当初34万円と記録されていた標準報酬月額が、8年9月25日付けで、さかのぼって20万円に引き下げる旨の処理を行っていることが確認できるものの、申立人が所持する当該期間に係るA社の給与明細書から、社会保険事務所が訂正処理を行った後の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成6年3月1日から同年9月1日までの期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間のうち、平成9年7月31日から10年3月31日までの期間について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立事業所に勤務していたことは確認できるが、オンライン記録によると、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が当初記録されていなかったところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成10年3月31日)の翌日の同年4月1日付けで、同資格の喪失日を9年7月31日とさかのぼって記録されていることが確認できる上、事業主及び法人登記簿から確認できる役員4人についても申立人と同様に、同資格の喪失日を同日付けでさかのぼって記録されていることが確認できる。

また、法人登記簿の記録では、申立人は平成8年3月15日付けで申立事業所の取締役に就任しているが、前述のとおり、申立人は社会保険関係の事務に従事していないことから、申立人が厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録処理に関与した可能性は低いものと認められる。

さらに、不納欠損決議書により、平成9年3月当時、申立事業所において 厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これら事実を総合的に判断すると、申立人について、平成9年7月31日 に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無 く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年3月31日であると認められる。

なお、平成9年7月から 10 年2月までの期間の標準報酬月額については、 社会保険事務所がさかのぼって厚生年金保険被保険者資格の喪失処理を行 う前のオンライン記録及び申立人が所持する当該期間に係るA社の給与明 細書に記載された厚生年金保険料の控除額等から、59 万円とすることが妥 当である。

福岡厚生年金 事案 2359

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 1 月 7 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を 20 年 12 月 1 日に訂正し、同年 12 月の標準報酬月額を 120 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年11月11日から21年1月7日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。同社B工場において定年退職するまでの期間において継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人は、 昭和 17 年6月1日に同社B工場において労働者年金保険被保険者資格を取 得し、同年 11 月 11 日に同資格を喪失後、21 年1月7日に同資格を再取得 していることが確認でき、申立期間の被保険者記録が無い。
- 2 申立期間のうち、昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 1 月 7 日までの期間については、A社が保管する申立人に係る「辭令原簿」により、申立人が 20 年 12 月 1 日に同社 B 工場に復職していることが確認できることから判断すると、申立人は、当該期間において、同社 B 工場に勤務していたことが認め

られる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立事業所が保管する「辭令原簿」により、申立人が同社B工場に復職した時期とほぼ同じ時期の昭和 21 年1月1日に復職したことが確認できる同僚については、同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社では、「詳細は不明であるが、現存する『辭令原簿』において、復職と記録されている従業員について、復職したとされる時期と同時期に厚生年金保険に加入している者が確認できることから、申立人についても、復職と同時に厚生年金保険に加入し、当該期間の厚生年金保険料を給与から控除していたものと思われる。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年12月1日から21年1月7日までの期間について、厚生年金保険に加入し、保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得時(昭和 21 年1月7日)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、120円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、A社は、当時の関連資料は保存されておらず不明であ るとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことか ら、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間のうち、昭和17年11月11日から20年12月1日までの期間については、C県担当課が保管する軍歴証明書により、申立人が19年4月9日に軍隊に召集され、同年7月5日に復員、20年3月9日に再び召集され、同年10月17日に復員した記録が確認できるところ、旧厚生年金保険法第59条の2では、19年10月1日から22年5月2日までの期間において被保険者が軍隊に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

しかしながら、A社が保管する「辭令原簿」により、申立人は昭和 17 年 1月 27 日に同社の外国工場へ転勤し、20 年 12 月 1日に同社B工場に復職していることが確認できるところ、戦前及び戦中の労働者年金保険法及び

旧厚生年金保険法の適用範囲は「内地」に限られており、同社の外国工場は、「外地」であることから、同法の対象となっていない上、適用事業所名簿において、同社の外国工場は労働者年金保険及び厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、A社は、申立人が同社の外国工場に赴任していた当時、同社B工場において労働者年金保険被保険者の資格を取得していたか否かについては不明であると回答しているが、申立事業所が保管する「辭令原簿」から、昭和 16 年7月1日に同社の外国工場において採用記録が確認できる申立人の同僚については、同社に復職したとする 21 年1月1日までの期間において労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、適用事業所名簿において、A社は同社B工場において労働者年金保険及び厚生年金保険の適用事業所に該当しないこととなっていることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、17 年 11 月 11 日から同社B工場に復職した 20 年 12 月 1日までの期間については、労働者年金保険及び厚生年金保険の適用の対象外であったと推認される。

さらに、申立人が当該期間の労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和17年11月11日から20年12月1日までの期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2360

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C支店における資格取得日に係る記録を昭和 34 年 5 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納入する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨:

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から同年6月1日まで

A社の本社採用の新卒内勤として、昭和 33 年4月1日に同社に入社し、60 年9月1日に退職するまでの期間において、継続して勤務していた。毎月の給与明細書は、同社本社で作成し交付されており、同明細書には厚生年金保険料等を含む控除額がそれぞれ記載されていた。申立期間は、同社C支店に転勤した時期であり、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和33年4月1日から60年9月1日までの期間において、A社に継続して勤務し(A社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D支店、同社E支店、同社C支店及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ時期に同社D支店から同社E支店に異動したとする同僚は、同社D支店で厚生年金保険被保険者の資格を昭和34年5月1日に喪失し、同日付けで同社E支店での同資格を取得しており、厚生年金保険の被保険者記録が継続しているものの、

申立人と同じ時期に同社D支店から同社C支店に異動したとする同僚は、申立人と同様、同社D支店で同資格を同年5月1日に喪失した後、同年6月1日に同社本社で同資格を取得するまでの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、同年5月1日とすることが妥当である。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人及び申立人が記憶する者を含む前述の同僚らはいずれも、昭和 34 年6月1日に同社本社において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、B社人事等担当者及び複数の同僚の供述から判断すると、A社においては、同社支店ごとに厚生年金保険の適用を行っていたが、同日から同社本社による一括適用に変更されていることが確認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 34 年6月のA 社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万 4,000 円 とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く確認できないため不明としているが、A社では、昭和34年6月1日以降、社会保険の手続を本社一括で行っていることが認められ、社会保険の手続が本社一括で行われる以前である申立期間においては、本来、同社C支店で、同年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を行う必要があったとされるところ、社会保険事務所(当時)が、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年8月の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月

私は、平成 12 年 7 月末で会社を退職した際、経理担当者から年金手帳を 受け取ったが、その際、これからは国民年金保険料を自分で納付しなけれ ばならないと言われ、忘れないうちにと思い、郵便局で納付した。

両親と同居しており、20歳の時は、母が加入手続及び保険料の納付をしてくれていたが、申立期間の保険料は、自分で納付したことを憶えている。 領収書などは保管していないが、確かに納付したことは間違い無いので、 申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、会社を退職した後に保険料の納付書が郵送されてきたので、郵便局で納付したと供述しているが、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳には、申立人が国民年金被保険者資格を取得した記録が無い上、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶もないとしている。

また、オンライン記録によると、平成 14 年 2 月に、申立期間について「未加入期間国年適用勧奨」が行われていることが確認できることから、同年同月までは、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 51 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から51年5月まで

私が 20 歳になった昭和 48 年*月に、義母が国民年金の加入手続をし、国 民年金保険料は、その義母が、毎月 24 日の地区の常会の場で納付してきた。 申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年6月にA町(現在は、B町)で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された同年同月に初めて国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、日記等)が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険 料の納付に関与しておらず、申立期間における国民年金保険料の納付状況等が 不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわ せる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から60年2月まで

就職して厚生年金保険に加入した際に、父から「これまでは国民年金保険料を立て替えてきたが、これからは年金の受給資格を失わないように、 自分自身でしっかりと納付していくように。」と聞いた記憶がある。

申立期間の国民年金保険料は父が納付していたはずなので、調査して申 立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を父親がA市で納付していたと申し立てているが、A市において、申立人の国民年金被保険者記録は確認できない上、年金事務所においても申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認できない。

また、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと供述しているが、申立人の父親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、父親から国民年金手帳 を受け取った記憶は無いとしているなど、ほかに申立人が申立期間の国民年 金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から同年12月まで

昭和 52 年*月に、結婚を機に会社を退職した。後に、申立期間の国民年金保険料の納付書がA市B区役所から送付されてきたので、郵便局又は銀行で保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 52 年6月ごろに、申立期間の国民年金保険料の納付書がA市B区役所から送付されてきたので、郵便局又は銀行で保険料を納付した。」と主張しているが、申立人が所持する年金手帳において、申立人は、昭和 53 年 1 月 30 日に国民年金に任意加入したとされている上、申立人に係る国民年金被保険者台帳においても、同日に任意加入被保険者資格を取得した記録が有り、同被保険者台帳の 52 年 12 月欄に「これまで非該当月」と記載されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、A市B区役所は国民年金保険料の納付書を発行することはできず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納 付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年1月から 46 年3月までの期間及び平成 15 年 11 月から 16 年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から46年3月まで

② 平成15年11月から16年2月まで

申立期間①については、昭和37年12月に会社を退職し、翌年の38年から父の経営する店を手伝っており、店にA市B区役所(現在は、A市C区役所)から女性の人が来て国民年金の話をしていた記憶があるので、父がその時に私の国民年金の加入手続を行って、申立期間①の国民年金保険料も店に集金に来ていた女性の人に納付していたと思う。

現在は国民年金手帳を所持していないが、私が父から手帳を引き継いだ時 に、手帳には複写の小さい領収書が束にしてのり付けがされていた。

初めのころの国民年金保険料額は、1,000円を下回る額であり、その後、少しずつ保険料が引き上げられたように記憶している。

また、申立期間②については、当該期間直前まで勤めていた会社を平成15年11月に退職したので、社会保険事務所(当時)に同年12月分の国民年金保険料を支払いに行ったが、その前月の保険料が納付されていないとのことだったので、同年11月及び同年12月分の国民年金保険料を納付した。その翌月の16年1月及び同年2月分の保険料についても納付しなかったはずはなく、これら期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を集金人を通じて納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年1月から同年3月までの間に、申立人の兄妹と連番で払い出されているものの、その兄妹は、当該記号番号の払出し当時においては、厚生年金保険被保険者であることが確認できること、及

び国民年金手帳記号番号払出簿の前後の記号番号の払出状況からみて、当該記号番号はA市B区役所が国民年金の未加入者に対して職権適用により払い出されたものであることが推認できる。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出し時点において、申立期間①の一部(昭和 38 年1月から 40 年9月までの2年9か月間)は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、昭和 40 年 10 月から 41 年3月までの6か月間は、現年度納付の納期限を経過している期間であることから、申立人の供述する集金の方法では国民年金保険料を納付することができなかったと考えられ、申立人において一括して納付したとの主張もなく、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の実際の保険料月額は申立人が供述する保険料月額と大きく乖離している上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の父親も既に死亡しているため、申立期間①に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

- 2 申立期間②については、申立人は、平成 15 年 11 月 30 日に厚生年金保険 被保険者の資格を喪失した後、社会保険事務所において、健康保険及び国 民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているところ、申立 期間②は、厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているものの、60 歳に到 達していることから国民年金の任意加入対象者とされる上、オンライン記録において、申立人は、厚生年金保険被保険者の資格喪失と同時に健康保険の任意継続被保険者の資格取得手続を行っていること、及び国民年金の任意加入手続は 16 年 3 月 5 日に行っていることが確認できることから、申立人の主張どおり厚生年金保険被保険者の資格喪失直後に国民年金への任意加入手続を行ったとは考え難く、また、同年 3 月 5 日時点では、国民年金の加入期間とされていない申立期間②の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられる。
- 3 このほか、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から44年3月までの期間及び45年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から44年3月まで

② 昭和45年4月から48年3月まで

申立期間①は、私は大学生で首都圏に居住し住民票を異動していなかったので、母が実家のあるA市において、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。

また、申立期間②は、B市(現在は、C市)やD市に居住しており、前妻が私の国民年金保険料を納付していた。

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間①及び②の国民 年金保険料が未納と記録されているが、母や前妻が保険料を納付していた はずであるので、両申立期間の保険料が未納となっていることに納得でき ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、昭和 48 年3月にD市において、国民年金の加入手続を行っていること、及び申立人の 20 歳到達時の39 年*月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、国民年金の加入手続を行った 48 年3月時点において、申立期間①の全部及び申立期間②の一部は時効により、国民年金保険料を納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人は、首都圏に居住中も実家の所在するA市において、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険

料を納付していたとする申立人の母親からは、高齢のため供述を得ることができず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間②については、申立人は、B市やD市に居住していた時期には、申立人の前妻が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録により、申立期間②の国民年金保険料を納付していたとする申立人の前妻は、申立期間②当時、国民年金に加入していなかったことが確認できる上、申立人の前妻の連絡先が不明のために、同人の供述を得ることができず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付したとするA市F区役所及びC市役所では、申立期間①及び②における国民年金の加入記録は確認できない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から50年3月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、 申立期間について、国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をも らった。

昭和 50 年 10 月ごろ、妻がA市B区役所において夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った時に、私と私の妻の過去の未納期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻がA市B区役所の担当窓口で申立人の国民年金の加入手続を行った時に、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているが、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付によりさかのぼって納付するためには、納付先である社会保険事務所で納付する必要があり、同区役所では、特例納付及び過年度納付による国民年金保険料を収納することはできないことから、国民年金の加入手続を行った時点において、申立人の妻は、同区役所で申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の妻についても、申立期間のうち、昭和44年9月から50年3月までの期間の保険料は未納となっている上、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点は、第2回特例納付の実施時期であるものの、

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、納付金額等に関する記憶が明確でなく、申立期間の保険料納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年3月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、 申立期間について、国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をも らった。

昭和 50 年 10 月ごろ、私が、A市B区役所において夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った時に、私と私の夫の過去の未納期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所の担当窓口で国民年金の加入手続を行った時に、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているが、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付によりさかのぼって納付するためには、社会保険事務所で納付する必要があり、同区役所では、特例納付及び過年度納付による国民年金保険料を収納することはできないことから、国民年金の加入手続を行った時点において、申立人は、同区役所で申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫についても、申立期間は未納となっている上、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点は、第2回特例納付の実施時期であるものの、申立人は、納付金額等に関する記憶が明確でなく、申立期間の保険料納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない

福岡厚生年金 事案 2361

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月1日から49年3月1日まで

高等学校を卒業後、数年間の就職しなかった期間を経て、具体的な日付は不明だが、A市のB社へ就職した。主に材料の製作を担当し、毎朝8時ごろ自宅を出て、19時ごろに帰宅していた。昭和33年に結婚し、私の妻を健康保険の被扶養者にしたと記憶している。健康保険被保険者証はB社から交付されており、厚生年金保険料も給与から控除されていたが、私の妻は、将来の年金受給額が少ないといけないと思い、A市役所へ毎月私と私の妻の二人分について国民年金保険料を納付していた。45年5月から、私の妻も別の事業所で勤務を開始したので、私の健康保険の被扶養者から外したと記憶している。

昭和 49 年3月にC社に入社するまでの期間についてはB社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が勤務していた事業所について、A市のB社という 名称以外、具体的な所在地、事業主及び同僚の名前等を一切記憶しておらず、 事業者団体に照会しても、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、適用事業所名簿では、申立期間の始期において、B社として厚生年金保険の適用事業所は確認できないところ、申立期間の始期から6年9か月後の昭和39年9月1日に、A市において、厚生年金保険の適用事業所として「B社」(昭和52年8月に、D社に名称変更)という名称の事業所が確認できるが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の

厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、前述の被保険者名簿から、申立期間の一部において、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、聴取することができた同僚二人は、申立人のことを記憶していないことから、申立人が「B社」に勤務していたことを確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、オンライン記録から、申立期間のうち、国民年金制度が施行された 昭和 36 年4月以後の期間については、すべて国民年金保険料が納付されてい ることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2362

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月25日から50年2月1日まで

② 昭和50年12月28日から51年1月1日まで

A会の事務局において勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間当時、私が給与計算担当者として給与から厚生年金保険料を控除した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A会が提出した昭和 50 年1月1日現在の会員名 簿の事務局職員名の欄に申立人の名前が確認できること、及び申立人に業務 の引継ぎをしたとする申立人の前任者の供述から判断すると、申立人が当該 期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A会が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 50 年 2 月 1 日であることが確認でき、当該資格取得日は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、昭和 50 年 2 月 1 日 に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A会は、「申立人が昭和49年12月ごろから勤務していた可能性は認められるものの、当時の賃金台帳や社会保険料の徴収及び納付に係る資料は残っておらず、申立内容について確認することは不可能である。」と回答しており、申立事業所の当時の事務局長は既に死亡し、複数の同僚から聴取したものの、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生

年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

2 申立期間②については、申立人は、「当時のA会の役員で経理部長であった者の勧めによりA会を退職し、その直後に同人が経営する事業所に移籍しており、私としては、厚生年金保険被保険者記録は空白がなく継続しているとの認識を持っている。」と申し立てているものの、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、昭和50年12月28日に離職していることが確認できる上、申立人が同日付けで申立事業所を離職したことに伴う離職票が交付されていることが確認できる。

また、A会が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人は、昭和50年12月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該資格喪失日は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A会は、「年末年始の12月29日から1月3日までの期間については、当事務局は休日であり、年末までの期間について勤務することはなかった。昭和50年12月28日は日曜日であり、当会の記録では、申立人は同年12月27日付けで退職したことが確認できる。」と回答し、上記の複数の同僚も、「年末は12月28日までの勤務であり、同月31日までの期間において勤務することはなかった。」と供述しているところ、A会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、1月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者が確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では、実際の退職日の翌日において厚生年金保険被保険者の資格を喪失させていたことがうかがえる。

3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月から同年8月1日まで

② 昭和25年9月27日から26年7月まで

A社(昭和 26 年 2 月 24 日にB社から名称変更。現在は、C社)に勤務していた期間のうち、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間を通じてA社に継続して勤務していたと申し立てているものの、C社では、「人事記録等の関連資料は保管しておらず、申立内容については確認できない。」と回答している上、申立人が名前を挙げる同僚一人、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる6人に聴取したところ、このうち二人は、申立人が昭和25年から26年までの期間にかけて少なくとも1年間以上は勤務していたと供述しているものの、具体的な期間について確認することができない上、他の5人は、申立人に係る記憶が無いと供述していることから、申立人の両申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によれば、申立人は、昭和25年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月27日に同資格を喪失していることが確認できる上、当該被保険者名簿の備考欄及び当該被保険者台帳の資格喪失原因欄には、それぞれ「(退)」、「退職」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立 人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及 び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月1日から同年11月28日まで

大学を卒業後、A社(現在は、B社)に入社し、給与として月額5万円程度が支給されていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額は当該給与支給額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、月額5万円程度の給与が支給されていたと申し立ているものの、B社が保管する「資格取得・喪失の記録」によれば、申立人及び申立人と同期入社の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、いずれも2万6,000円と記載されていることが確認できる上、この標準報酬月額は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録による申立人及び当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間当時、A社において取締役であり、工場長であったとする者は、「当時の5万円と言えば、私と同じくらいの給与額であり、新規採用者の給与としてはあり得ない金額である。」と供述し、申立期間中に同社の総務担当課長であったとする者は、「私は従業員の標準報酬月額を記載しているノートを所持しているが、このノートによると、申立人の標準報酬月額は2万6,000円と記載されている。」と供述している上、労働省(現在は、厚生労働省)の「新規学卒初任給調査」によれば、昭和42年の大学卒業者の初任給(製造業、男子、通勤)は2万6,150円であることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月1日から61年4月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、 A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答が あった。

A社は、私の元夫が事業主であり、昭和 56 年 3 月 1 日に個人事業から有限会社に組織変更し、会社設立時から私が経理事務を担当し、61 年 3 月末日までの期間において勤務していた。

給与から控除された厚生年金保険料額等は記憶に無いが、A社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における昭和 55 年 11 月の会社設立時の商業登記簿に申立人の名前が取締役として登記されていること、及び同僚の供述などから判断すると、申立人は申立期間のうち、少なくとも 58 年 11 月 1 日から 60 年 3 月までの期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の登記簿において、A社の会社設立時から現在までの期間において、申立人が取締役、申立人の元夫が代表取締役であることが確認できる上、申立人自らが同社において、社会保険事務を担当していたことを認めている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる事業主の実姉及び申立期間前の昭和56年7月から58年2月までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の実妹は、いずれも「申立人は、会社設立時からA社において、

唯一の社会保険及び経理事務の担当者であり、同社においては社会保険の手続について一番精通していたはずである。」と供述しているとともに、上記の申立人の実妹は、「A社に 60 年 3 月までの期間において勤務していたが、58 年ごろから会社の経営状態が厳しくなり、会社から今後は社会保険に加入させない旨の相談があり、給料の手取りが増えるので承諾した。その後、アルバイトの人数も減っていった。実際の勤務期間とは相違しているが、私の厚生年金保険の被保険者記録は間違っていない。」と供述していることから判断すると、申立人が自ら厚生年金保険料を給与から控除しつつ、厚生年金保険被保険者資格の喪失届を社会保険事務所に提出するとは考えにくい。

さらに、申立人は、当時社会保険事務を担当していたと申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項但書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立 人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月11日から同年9月1日まで

② 昭和43年9月30日から44年2月1日まで

③ 昭和47年10月26日から49年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、及び申立期間③はC社(現在は、D社)にそれぞれ勤務していたのに、いずれの期間とも被保険者記録が無いとの回答があった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことは事実であり、各事業所に 勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間 として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録において、申立人の被保険者記録は確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる8人は、死亡又は連絡先不明のため、申立人が申立期間①において、申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、適用事業所名簿において、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立事業所に係る法人登記簿も確認できないため、当時の事業主の連絡先が不明であり照会することができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

2 申立期間②について、当時の事業主及び同僚の供述から判断すると、期間

の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。 しかしながら、申立期間②において申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できず、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、適用事業所名簿において、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「申立人は確かに勤務していたが、勤務期間に係る記憶は無く、当時の関連資料等は残っていないことから、申立内容を確認することができない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録において、申立人の被保険者記録は確認できない上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡の取れた二人に文書で照会したところ、いずれも、申立人に係る記憶は無いことから、申立人が申立期間③において、申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、生活保護の受給記録等から、申立人が当該期間の一部を含む昭和49年1月から51年2月までの期間について生活保護費を受給していたことが確認できる上、オンライン記録から、当該期間については、国民年金保険料の納付について法定免除申請を行ったことが確認できる。

さらに、D社の人事担当者は、「当時の関連資料は残っておらず、詳細は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

4 申立人が申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

福岡厚生年金 事案 2367 (事案 898 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年7月1日まで

申立期間について、私はA市の嘱託職員として勤務し、勤務を開始した 平成8年4月から 26 万円の給与を支給されていたので、年金記録確認第三 者委員会に申立期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正してほしい旨を申し立 てたが、採用時の給与額が社会保険事務所(当時)の記録上の標準報酬月 額と一致するなどの理由で認められなかった。

今回、A市役所から送付された申立内容に関する同市役所の見解が記載された文書を添付するので、調査の上、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A市役所が保管する申立人に係る 平成8年4月1日付けの人事異動通知書及び雇用保険の被保険者記録により、 申立人が採用された時点における給与月額は16万5,000円であることが確認 でき、この金額は、オンライン記録における申立人の標準報酬月額に相当する ことが確認できること、ii) 申立人が提出した申立事業所に係る健康保険厚生 年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、社会保険事務所は、A市が提出 した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書を8年7月11日に受 け付けていることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき 21年4月24日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行 われている。

今回、申立人は、A市役所が申立期間の申立内容に係る見解を記載した文書を添付の上、再申立てを行っているところ、当該文書の内容は、当初の申立

時にA市役所が示した見解と同様のものであり、当委員会が再度同市役所に照会した結果においても、「申立人が主張する報酬月額に見合った保険料は控除していない。」との供述を得ていることから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実とは認められず、また、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間はA社に転職した時の期間であり、申立期間に同社から給与の振込みがあったことが分かる預金通帳の記録も残っており、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳の記録により、A社から申立人に給与が振り込まれていることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、平成12年11月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は平成12年11月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるとともに、申立期間当時の被保険者数は、申立人、事業主及び同僚の3人であったところ、事業主及び同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日も申立人と同じく申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同日であることが確認できる。

さらに、申立事業所は、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の関連資料を保存しておらず、当時の事業主は、「申立期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったので、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したこ

とはなかった。」と回答し、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除 等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない上、オンライン 記録によれば、事業主は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付しているこ とが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年7月から39年1月まで

② 昭和39年3月から40年12月まで

③ 昭和46年7月から47年10月まで

申立期間①については、私の母が勤務し、厚生年金保険に加入していたA 社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社にそれぞれ勤務し、運転手として従事していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない ので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は同僚の名前を憶えておらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の中で連絡がとれた4人の供述からは、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことを確認することはできない。

また、申立人は、A社に「私の母と一緒に勤務していた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿により、申立期間①当時、申立人の母親及び申立人の母親と同じ業務に従事していたと供述している同僚について厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立人と同様の業務に従事していたとする者について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間①において申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A社は、既に厚生年金

保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の資料は保管されておらず、当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る申立期間①の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

2 申立期間②については、申立人は、「B社は、当時個人経営の事業所であり、従業員数は3人だった。」と供述していることから判断すると、申立事業所は厚生年金保険の強制適用事業所に該当する従業員数5人以上の要件を満たしていなかった事情がうかがえるところ、厚生年金保険適用事業所名簿によると、当該期間において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険適用事業所名簿により、申立期間②後の昭和 49 年 11 月にB社と事業所名が類似するD社が厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるが、D社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が判明した同僚6人に照会したところ、うち二人から回答があったものの、申立期間②当時に勤務していたとする者はおらず、D社とB社の関連について確認できる供述も得ることはできない。

さらに、商業登記簿からB社を確認することはできず、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

3 申立期間③については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が判明した同僚の7人に照会しても、いずれも、申立人が申立期間③においてC社に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿から、申立人が姓のみを記憶している同僚については厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間③において申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、C社は申立てに係る関連資料を保管していないと回答している 上、当時の事業主は申立人を記憶していないことなどから、申立人の申立 期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の 控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

4 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の 当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月1日から32年4月12日まで

「ねんきん特別便」を見て、A社に勤務していたときの厚生年金保険の記録が無いことに気付き、社会保険事務所(当時)に照会したところ、私が同社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金の支給対象となっている旨の回答をもらった。しかし、それまで脱退手当金制度のことを聞いたことも無く、請求もしていないし、受け取った憶えも無いので、脱退手当金の支給記録を訂正し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄に、脱退手当金額、根拠法及び支給日(32年5月17日)が記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人がA社を退職した日から4年以内に同社を退職し、脱退手当金の受給要件を充足する 12 人の女性従業員全員について、資格喪失後3か月以内で脱退手当金が支給されたことが確認でき、複数の同僚からは、当時、同社が脱退手当金の請求手続を行っていた供述が得られている上、当時は通算年金制度創設前であったことも踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いという ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。 これら理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期 間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月1日から59年10月1日まで

A社(現在は、B社)に営業担当として入社し、営業所長となって退職するまでの申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る具体的な申立人の供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間における申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人のうち1人は、「申立人が営業所長として申立事業所に勤務していた記憶はある。当時の厚生年金保険の加入状況については、本人の希望で厚生年金保険に加入しない取扱いもあったと記憶しており、厚生年金保険に加入していない期間について、給与から厚生年金保険料が控除されることは無かった。厚生年金保険に加入する際には、雇用保険も同時に加入していた。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の4人のうち3人の同僚は、「申立人が営業所長として申立 事業所に勤務していた記憶はある。私の場合、勤務開始時期から相当期間が経 過しないと厚生年金保険に加入させてもらえなかった記憶がある。」、「申立 人が営業所長として申立事業所に勤務していた記憶はある。当時、同僚から試用期間を経過した後に、厚生年金保険に加入したという話を聞いたことがある。」、「申立人に係る記憶は無い。当時の厚生年金保険の加入状況については、当時、試用期間があったと聞いた記憶があり、私の場合、入社後、相当期間を経過してから厚生年金保険に加入した。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情とともに、仮に、厚生年金保険に加入させた場合であっても、加入させるまでに相当期間を要していた事情がうかがえる。

加えて、B社では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。 さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が名前を記憶している当時の複数の上司について、A社と事業主及び所在地が同一であり、申立事業所と関連会社であったC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、当該被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月1日から同年7月1日まで

② 昭和55年4月1日から同年5月30日まで

A大学医学部附属病院に勤務していた昭和 54 年4月1日から 55 年5月 30 日までの期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同病院に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A大学医学部附属病院が申立人に交付した在職期間等証明書及び同大学が提出した申立人に係る人事記録から判断すると、申立人が申立期間において同大学に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、A大学が提出した申立人に係る人事記録では、「昭和 54 年 4月1日、採用する。任期は1日とする。ただし、任命権者が別段の措置をしない限り、昭和 54 年 5月 30 日まで任用を日々更新し以後更新しない。」、「昭和 54 年 6月1日、採用する。任期は1日とする。ただし、任命権者が別段の措置をしない限り、昭和 55 年 3月 31 日まで任用を日々更新し以後更新しない。」、「昭和 55 年 4月 2日、採用する。任期は1日とする。ただし、任命権者が別段の措置をしない限り、昭和 55 年 5月 30 日まで任用を日々更新し以後更新しない。」と記録されているところ、A大学では、「昭和 54 年 4月 1日から同年 5月 30 日までの採用期間及び 55 年 4月 2日から同年 5月 30 日までの採用期間については、厚生年金保険法における厚生年金保険被保険者の適用除外規定(2月以内の期間を定めて使用される者)に該当するため、厚生年金保険被保険者の資格を取得させない取扱いとしており、厚生年金保険料も給与から控除していない。」と回答している。

また、A大学が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、それぞれ、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和54年7月1日、同資格の喪失日は55年4月1日となっており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる上、同大学では、「申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格に係る届出は行っておらず、厚生年金保険料も給与から控除していない。」と回答している。

さらに、A大学に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が A大学医学部附属病院における同僚として名前を挙げた4人について、厚生年 金保険の被保険者記録を確認した結果、申立人と同日の昭和54年7月1日に 被保険者資格を取得している者が二人、同年8月1日に取得している者が一人、 同年9月1日に取得している者が一人となっていることから判断すると、当時、 申立事業所では、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限 らない事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関 連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月31日から47年2月6日まで

A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において同事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立期間において申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」では、それぞれ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和46年12月31日、同資格を再度取得した日は47年2月6日と記載されており、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる上、B社では、「当時の賃金台帳等は残っていないが、通常、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出を行った場合、厚生年金保険料は控除していないと思われる。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後の期間を含み継続して厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 11 人全員の標準報酬月額について、それぞれ従前の記録に比べて下がることなく推移していることが確認できるが、前述の申立人に係る通知書では、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 46 年 11 月の標準報酬月額は 9 万 2,000 円と記録されている一方、同資格を再度取得した 47 年 2 月の標準報酬月額は 2 万円と記録

されていることが認められるところ、商業登記簿等の記録によれば、申立人は 申立期間中の同年1月にC社の前身であるD社を創業していることが確認でき ることから判断すると、当時、申立人の勤務形態の変更等、何らかの事情が あったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から 控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関 連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月ごろから19年12月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人が平成 17 年 1 月 27 日に入社していることが確認できることから判断すると、申立期間において申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成19年12月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立事業所は、「従業員の厚生年金保険について、採用後一律に加入手続は行っておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答しており、申立事業所が提出した賃金台帳、及び申立人が提出した申立期間に係る給与明細書によれば、申立人は、平成19年12月分の給与から厚生年金保険料の控除が確認できるものの、申立期間における厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。